道路運送法第七十九条の七第一項の登録に係る部分	道路運送法施行規則第五十一条の十一第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項各号に掲げる書類
道路運送法第七十九条の七第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第五十一条の十三第二項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の十三第三項各号に掲げる書類
法第二十七条の七	海上運送法第三条第一項の許可に係る部分	海上運送法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第六条の届出に係る部分	海上運送法施行規則第三条各号に掲げる事項	
	海上運送法第八条第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第四条各号の掲げる事項	
	海上運送法第八条第三項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八条第一項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条第三項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第八条の二第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条の二第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第九条各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条の二第二項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十条各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条の二第四項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十一条第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十五条第一項又は第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項	
	海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条の二各号に掲げる事項	
	海上運送法第十九条の五第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条各号に掲げる事項	
	海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条の三各号に掲げる事項	
	海上運送法第二十条第三項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条各号に掲げる事項	

附　則

この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十日）から施行する。

告　示

○総務省・国土交通省告示第一号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第三項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更し、平成二十六年十一月二十日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年十一月二十日

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針

目次

前文
一　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
1　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義
2　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標
(1)　住民、来訪者の移動手段の確保
(2)　地域社会全体の価値向上
(3)　安全・安心で質の高い運送サービスの提供等
二　地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
1　地域公共交通網形成計画の記載事項
(1)　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針
(2)　形成計画の区域
(3)　形成計画の目標
(4)　形成計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
(5)　形成計画の達成状況の評価に関する事項
(6)　形成計画の期間
2　都市計画等との調和
3　協議会
(1)　協議会の構成員
(2)　留意事項
三　地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項
1　地域公共交通特定事業について
(1)　実施計画の認定
(2)　軌道運送高度化事業に関する留意事項
(3)　道路運送高度化事業に関する留意事項
(4)　海上運送高度化事業に関する留意事項
(5)　鉄道事業再構築事業に関する留意事項
(6)　鉄道再生事業に関する留意事項
(7)　地域公共交通再編事業に関する留意事項
2　その他留意事項